

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年2月27日

石巻市長 齋藤正美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 名 称 | マルホンまきあーとテラス（石巻市複合文化施設）カフェテ
ナント募集 |
| (2) 募 集 概 要 | 別紙募集要項のとおり |
| (3) 仕 様 等 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 使 用 期 間 | 行政財産目的外使用許可の日から令和8年3月31日まで |
| (5) 予 定 価 格 | 年額342,834円（消費税及び地方消費税を除いた額） |
| (6) 入 札 方 法 | 入札前資格審査型制限付き一般競争入札
※非参集型入札を執行し、最高価格落札方式（予定価格以上の額
で、かつ最高の価格で入札を行った者を落札者とする。）とす
る。 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札公告日において、次に掲げる要件を満たしている者であること。
石巻市に本店を置く事業者であり、喫茶店に関する5年以上の経営実績があると認められるもの。
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
- ア 入札参加申込書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- イ 令第167条の4に該当する者
- ウ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項に規定する指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までに規定する指名回避を受けている者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた

者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ 石巻市入札契約に係る暴力団排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者

キ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに不適當な相手方に該当するおそれがある者

ク 令和7年2月27日（公告日）を基準日とし、直近1年間に於いて国税や地方税に滞納及び未納がないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札参加申込書及び入札参加資格審査書類の提出	令和7年3月13日（木） <u>午後5時必着</u> ※「一般書留」又は「簡易書留」により郵送又は生涯学習課窓口へ持参すること。	石巻市穀町14番1号 石巻市役所4階 石巻市教育委員会生涯学習課 文化係
仕様書等に関する質問書受付期間	令和7年2月27日（木）から 令和7年3月6日（木）午後5時まで ※質問書は文化係宛にFAX又はメールにて提出すること。	石巻市教育委員会生涯学習課 文化係
質問への回答	令和7年3月10日（月）午後5時 ※質問者及び入札参加申込者全員に対しFAX・メールにて回答する。回答後に入札参加申込みがあった者にも質問及び回答内容は共有する。	石巻市教育委員会生涯学習課 文化係
現場説明会申込期限	令和7年3月6日（木）午後5時まで	石巻市教育委員会生涯学習課 文化係
現場説明会 （参加任意）	令和7年3月11日（火） 午後1時から午後4時まで	マルホンまきあーとテラス1階
入札参加資格の審査結果の通知	令和7年3月21日（金）	電子メールにより通知
入札書の提出期限	令和7年3月27日（木） <u>午後5時必着</u> ※「一般書留」又は「簡易書留」により郵送又は生涯学習課窓口へ持参すること。	石巻市教育委員会生涯学習課 文化係

入札日（開札日）	令和7年3月28日（金）午前10時	石巻市教育委員会生涯学習課 文化係
----------	-------------------	-------------------

4 入札参加申込み

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、募集要項に定める書類を郵送（「一般書留」又は「簡易書留」）又は生涯学習課窓口への持参により提出すること。

なお、本公告の入札参加申込み及び入札に係る費用は、入札参加申込者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加申込書を提出した者の審査結果については、入札参加資格審査結果通知書により通知する（FAX・電子メールの方法による。）。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 入札の回数

入札執行回数は1回とする。

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。
- (2) 入札参加申込書又は入札参加申込書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。
- (3) 入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。
- (4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。
- (5) 入札者が2通以上の入札をしたときは無効とする。
- (6) 一般書留又は簡易書留による郵送又は生涯学習課窓口への持参以外の方法で入札書等が提出された場合は無効とする。
- (7) 入札書等が到着期限を過ぎて到着した場合は無効とする。
- (8) 入札書等を封かんする「中封筒」に、入札案件名、開札日及び入札者名が記載されていない場合又は誤った記載がされている場合は無効とする。
- (9) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

9 落札者の決定等

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格を提示した者を落札者として決定する。
- (2) 入札方法は非参集型入札とし、郵送または持参にて提出。それ以外は認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数金額は、切り捨てる。）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者は見積もった年間使用希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を、消費税及び地方消費税に係る免税業者は見積もった年間使用希望金額から当該金額の課税部分に係る消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を、それぞれ入札書に記載すること。

10 契約保証金に関する事項

契約保証金は、免除する。

11 その他

- (1) 落札者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税事業者又は免税事業者であるかの届出書を速やかに提出すること。
- (2) 落札者は、この契約を締結した後において、入札が石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 上記(2)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 詳細又は不明な点については、石巻市教育委員会生涯学習課文化係に照会のこと。

石巻市穀町14番1号 石巻市役所4階

石巻市生涯学習課 文化係

電話：0225（98）4831（石巻市博物館内生涯学習課文化係）

メール：islstudy@city.ishinomaki.lg.jp